

兵庫県立須磨友が丘高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立須磨友が丘高等学校

1 本校の教育方針

本校では、校訓である「知・考・行」の精神を基盤に据え、生徒個々の尊厳を守り人格的基礎の確立を目指した教育を行っている。また、学校・家庭・地域の連携のもと、知・徳・体の調和的発達を目指すとともに、他人の立場に立って物事を考え行動する力を育成する。

2 基本的な考え

本校は神戸市須磨区の高台に位置し、地域と共に育つ学校として実績を重ねてきた。平成14年に総合学科に改編してからもその伝統を受け継ぎ、「友愛」の精神を学校生活の根幹に据えながら、友高祭や地域の祭り（友愛祭り）などで地域との交流を図っている。

「いじめは、どの生徒にも起こる可能性があり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、心の通う好ましい人間関係を図る能力を養い、いじめを生まない環境をつくる。また、いじめの防止を包括的に推進するとともに、万一発生したいじめに対しては、「決して許されざる行為」であることという認識のもと、毅然とした態度で指導するものとする。学期に1回、本校独自の「なやみアンケート」を実施し、そのアンケートを参考に面談し、個々の生徒にきめ細かく対応する相談体制や早期発見・早期対応に向けた継続的な取り組みを行う。

別紙 なやみアンケート

3 いじめ防止の指導体制・組織的体制

(1) 日常の指導体制

中学校訪問や、地域の生徒指導連絡協議会等において、配慮を要する生徒の情報共有を行っている。また、普段からHR担任や教科担任を中心に、HRや授業で生徒の様子を注視しながら学習活動を展開するとともに、放課後は部活動を通してきめ細かく生徒を指導している。週に一度の年次会、月に一度の生徒指導部会において、生徒情報の共有を図り、具体的な指導のあり方を協議する。常に緊張感、危機感をもって体制の維持と充実を目指す。

いじめ予防と早期発見を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙 いじめ早期発見のためのチェックリストと指導体制

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針・いじめの防止のための取り組み・早期発見の在り方・いじめの対応等、教職員の資質能力向上を図る校内研修など年間の指導計画を別に定める。

別紙 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織対応

いじめが疑われる事案を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 いじめが起こった時の組織対応

4 重大事態への対応

生徒が大きな心理的、物理的影響を受け、精神的、肉体的にも大きな苦痛を感じ、その結果重大な事態へ発展することのないよう防止対策を講じているが、万が一重大な事態が起こった場合は、県教育委員会と学校がしっかりと事実と向き合うことで対処し、下部組織等を設置して公平性・中立性を確保しながら事実関係の調査等を行う。さらに校長を中心に「いじめ対応チーム」を核とした組織的な対応の中で、いじめを受けた生徒および保護者への情報提供や支援、いじめを行った生徒への指導および保護者への助言を行い、できるだけ迅速に生徒達の平常の回復に努め再発防止を図る。

5 その他の事項

地域から愛される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、学校だけでなく家庭や地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会や育友会総会、保護者会など、あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検する。さらにいじめ防止に向けた取組等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、生徒・保護者・地域の声に耳を傾けながら、必要に応じて改善するよう努める。

H29.6 改定